

## ふるさと銀河線再生ネットワーク規約

第1条（名称） 本会は「ふるさと銀河線再生ネットワーク」と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、事務局長宅におく。

第3条（会員） 本会はふるさと銀河線存続運動に賛同する団体及び個人の会員で構成する。

第4条（目的） 本会はふるさと銀河線存続を目指し、その活動を通じ沿線自治体の活性化と環境保護に貢献することを目的とする。

第5条（役員） 本会には下記の役員を置く。

- ・代表団 若干名
- ・代表 1名
- ・副代表 若干名
- ・会計 2名
- ・監査 2名
- ・事務局長 1名
- ・事務局次長 若干名
- ・地区委員 若干名

第6条（任期及び選任）

役員任期は2年間とし、ふるさと銀河線の存続が決定するまでの期間とする。中間において交代する場合は、その残任期間とする。選任の方法は総会において選考委員若干名を選任し、選考委員会において代表、副代表を選任する。

第7条（総会及び会議）

本会の総会は年1回定期総会と臨時総会とする。総会の議案は団体会員・正会員の過半数を持って議決する。会議は毎月1回程度、企画会議、研修会を開催する他、必要に応じて臨時会議を開催する。

第8条（活動） 本会は第4条の目的を達成するため次の事項を行う。

- ① ふるさと銀河線に関する情報収集と直接事業。
- ② 銀河線存続のための方策の研究。
- ③ 全国会員の連絡調整。
- ④ 目的を実現するため。会員の学習を深める。
- ⑤ 広報活動を行なう
- ⑥ 年に1回は乗車する

第9条（会費） 第8条の目的達成のために要する費用は、会費及び篤志寄付を以てこれに充てる。・団体会員年間 10,000円・正会員年間 3,000円・賛助会員年間 2,000円  
・学生会費（中・高・大）年間 1,000円

第10条（付則） 本規約は2005（平成17）年5月29日から施行する。